

別紙 和光市生活介護施設送迎業務仕様書

1 履行場所

和光市総合福祉会館（和光市南1丁目23番1号）を起点とする市内一円

2 業務内容

生活介護施設への通所及び退所時の送迎

3 履行期間

指定期間内とする。（令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日）

4 運行台数

生活介護施設（ゆめちか）

国産ワゴン車バス（リフト装置、車椅子固定装置付） 2台

※乗車定員は、車椅子を除き3名分を確保すること。

5 運行車両の仕様

施設の名称を車両にプリントするにあたり、現在の仕様に近いデザインとする。

6 施設定員数

生活介護施設 定員 15名

7 運行日

日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く毎日

8 運行経路及びダイヤ

生活介護施設（ゆめちか）は、施設と各利用者宅間を運行するものとする。

9 その他

- (1) 送迎に関する経費（運行車両の手配、運転手等）は、受託者の負担とする。また、運行費用についての燃料費及び消耗品費、車両の整備費も同様とする。
- (2) 運行に際しては、各車両に任意保険の加入を義務付ける。
補償の最低条件として対人補償を無制限、対物補償を1千万円、搭乗者傷害補償を1名につき1千万円とすること。
- (3) 運行に際しての添乗業務として1名若しくは2名の施設職員が必要に応じて同乗するものとする。
- (4) 生活介護施設では、週1回程度、開所時間内に通所者を市内各地へ外出させる訓練

があるので、目的地まで適宜運行するものとする。

- (5) 毎年11月のゆめあい和光まつり開催に伴う臨時の運行については配慮すること。